

加古川市保育園及び認定こども園における実習生の受入れに関する要綱

平成30年4月2日

こども部長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、加古川市立保育所及び加古川市立認定こども園（以下「実施機関」という。）における保育実習生又は教育実習生（以下「保育実習生等」という。）の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 保育実習又は教育実習（以下「保育実習等」という。）の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学又は保育士、保育教諭若しくは幼稚園教諭の養成を目的とする養成所（以下「養成機関等」という。）に在籍する者とする。

(申込手続)

第3条 保育実習等を委託しようとする養成機関等の長は、あらかじめ市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、実施機関の業務に支障がなく、かつ、保育実習生等の受入れを適当と認めた場合に限り、承諾するものとする。

3 市長は、保育実習生等の受入れの可否を決定したときは、その旨を当該養成機関等に通知するものとする。

(実習負担金)

第4条 市長は、保育実習生等を受入れしたときは、実習負担金を養成機関等の長から徴収する。

2 実習負担金の額は、実習生1人につき1日1,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、特別の事情によりこの額により難しいときは、市長と養成機関等の長が協議のうえ、これを定めることができる。

3 実習負担金は、実習期間終了後又は教育実習の取り消しがあった場合は取り消し後の1ヶ月以内に、市長が養成機関等の長に対し様式第1号により請求する。

4 前項の請求を受けた養成機関等の長は、市長が指定する期日までに実習負担金を納付しなければならない。

(保育実習等の期間)

第5条 保育実習生等の受入れ期間は、当該受入れを実施する日からその日の属する会計年度の末日までの間で、市長と養成機関等の長が協議し、定めるものとする。

(賃金その他の費用負担)

第6条 市長は、保育実習生等に対し、賃金、交通費その他実習に伴う一切の費用を負担しない。

(保育実習等の中止)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育実習等を中止することができる。この場合において、市長は、養成機関等の長にその旨を通知するものとする。

(1) 保育実習生等が本要綱に定める規定に違反したとき。

(2) その他保育実習等を継続することが困難な事由が生じたとき。

(服務等)

第8条 養成機関等の長は、保育実習生等が次に掲げる服務等を遵守するよう指導しなければならない。

(1) 保育実習生等は、実施機関の職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念し、実習目的の達成に努めなければならない。

(2) 保育実習生等は、実習中、実施機関の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、実施機関の長（以下「園長」という。）及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。

(3) 保育実習生等は、実習において知り得た個人情報及び秘密を漏らしてはならない。また、実習が終了した後においても同様とする。

(4) 保育実習生等は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合は、あらかじめ園長に対し、その旨を連絡しなければならない。ただし、やむを得ない理由によりあらかじめ連絡することができない場合は、事後において速やかに園長に対し、その旨を報告しなければならない。

(5) 保育実習生等は、実施機関の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(実習中における事故責任等)

第9条 養成機関等の長又は保育実習生等は、実習期間中の事故に備えて、災害傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習期間中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 保育実習生等が、故意又は過失により実施機関に損害を与えたときは、養成機関等の長は、実施機関に対してその損害を賠償しなければならない。

3 保育実習生等が第三者（実施機関の職員を含む。以下同じ。）に与えた損害等に関しては、実施機関は一切の責任を負わない。

4 養成機関等の長が第三者に与えた損害等により、実施機関が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、養成機関等の長は、当該賠償により実施機関が被った損害の賠償の補填をしなければならない。

(誓約)

第10条 保育実習生等は、前2条の規定を遵守するため、実習前に実施機関に対して誓約書（様式第2号）を提出しなければならない。また、養成機関等の長は実習生に対しこの誓約の遵守について指導しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

(様式第 1 号)

年 月 日

〇〇〇〇〇〇様

加古川市長 岡田 康裕

実習負担金請求書

加古川市保育園及び認定こども園における実習生の受入れに関する要綱第 4 条第 1 項から第 3 項に基づき、下記実習負担金を請求いたします。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 請求額の内訳

実習期間 _____ 年 月 日から _____ 月 日までの 日間

にかかる実習負担額

日額 1,000 円 × _____ 人 × _____ 日間 = _____ 円

3 納付期限 _____ 年 月 日

以 上

(様式第2号)

誓 約 書

年 月 日

加古川市長 様

私は、加古川市立_____園において、「加古川市保育園及び認定こども園における実習生の受入れに関する要綱」に基づいて、実習を受けるにあたり、以下の事項を遵守することを誓約いたします。

- 1 実習期間中は、加古川市職員の指示に従い、実習に専念します。
- 2 加古川市の信用を傷つける又は不名誉となるような行為は行いません。
- 3 実習において知り得た個人情報及び秘密を、実習期間中及び実習終了後において漏洩するような行為は行いません。
- 4 実習期間中の災害・事故等に備えて必要な保険に加入し、実習期間中に災害、事故等に遭った場合及び加古川市又は第三者に対して損害を与えた場合については、自らの責任において対応します。
- 5 その他、「加古川市保育園及び認定こども園における実習生の受入れに関する要綱」に明記された事項について従います。

養成機関名 _____

実習生住所 _____

実習生氏名 _____ (自 署)